

柏市福祉用具購入費・住宅改修費に係る受領委任払い
登録事業者講習会

福祉用具の活用方法とその効果について

柏市在宅リハビリテーション連絡会
株式会社なな色

西田 恭子

介護保険法の復習

<p>第一条 (目的)</p>	<p>この法律は、(中略)介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p>
<p>第二条 第二項</p>	<p>要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。</p>
<p>第二条 第四項</p>	<p>可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。</p>
<p>第四条 (国民の努力義務)</p>	<p>国民は、(中略)要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。</p>

介護保険の福祉用具

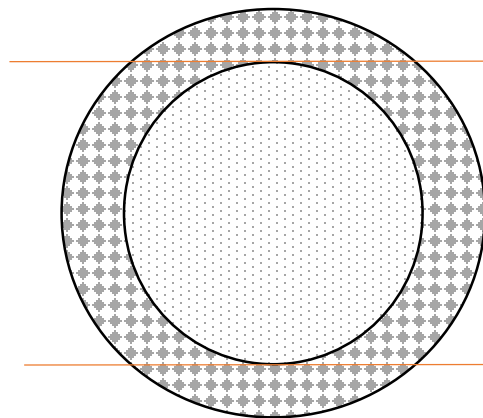
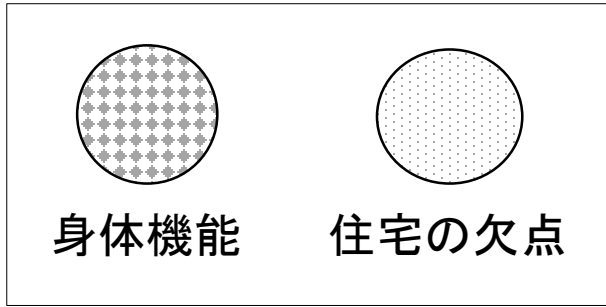
第180回介護給付費分科会 資料6より

要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、保険給付の対象としている。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第207条)

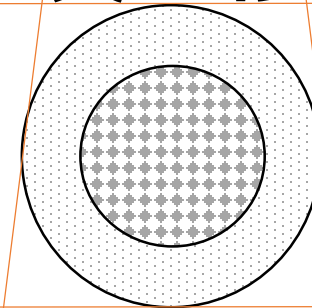
指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

家が原因で暮らせなくなっても、再び暮らせるようになる理由



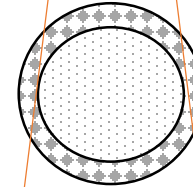
暮らしている

身体機能の低下
→
(住宅は変化なし)



暮らせない

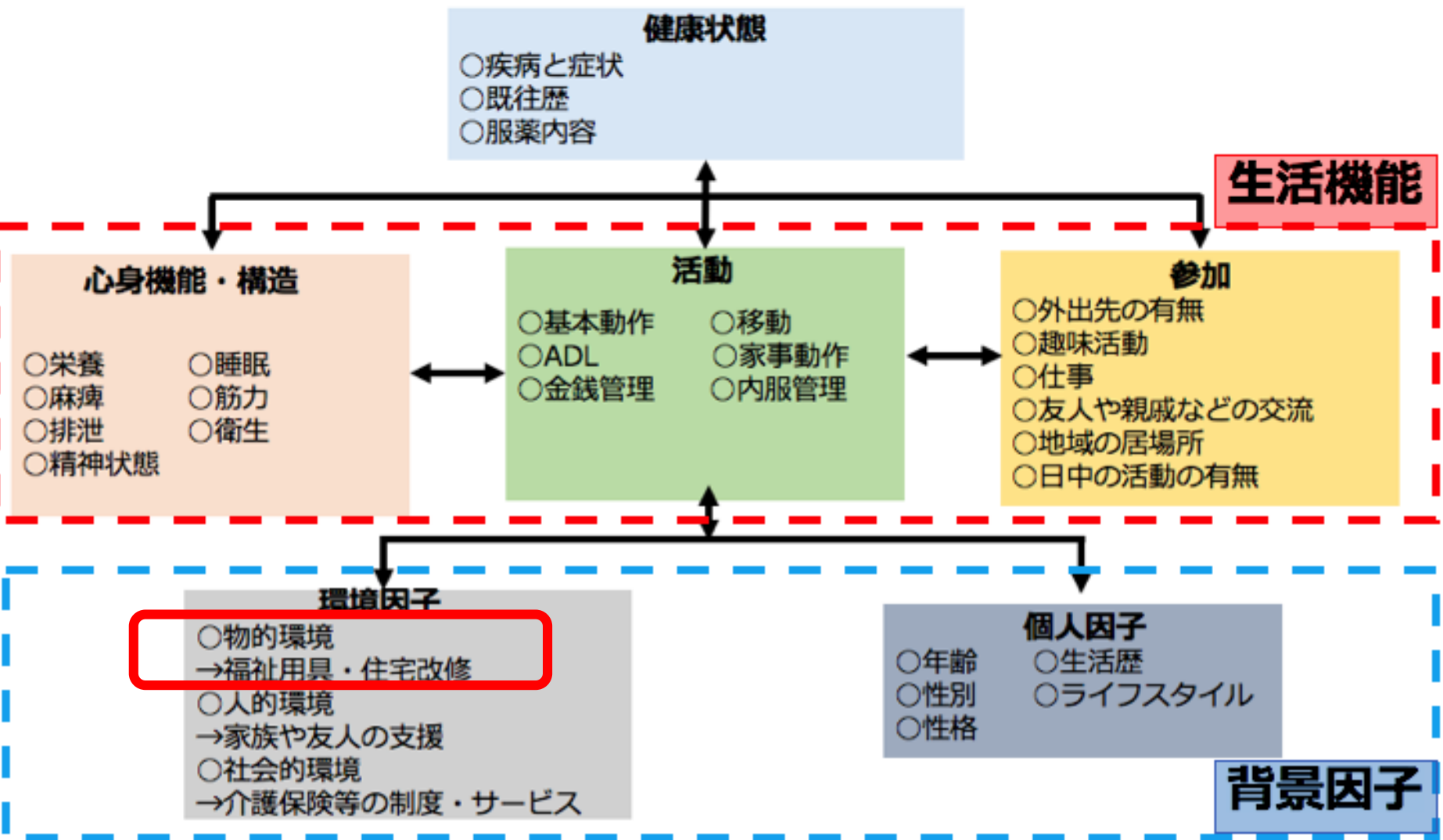
福祉用具 家屋改修



再び
暮らせる

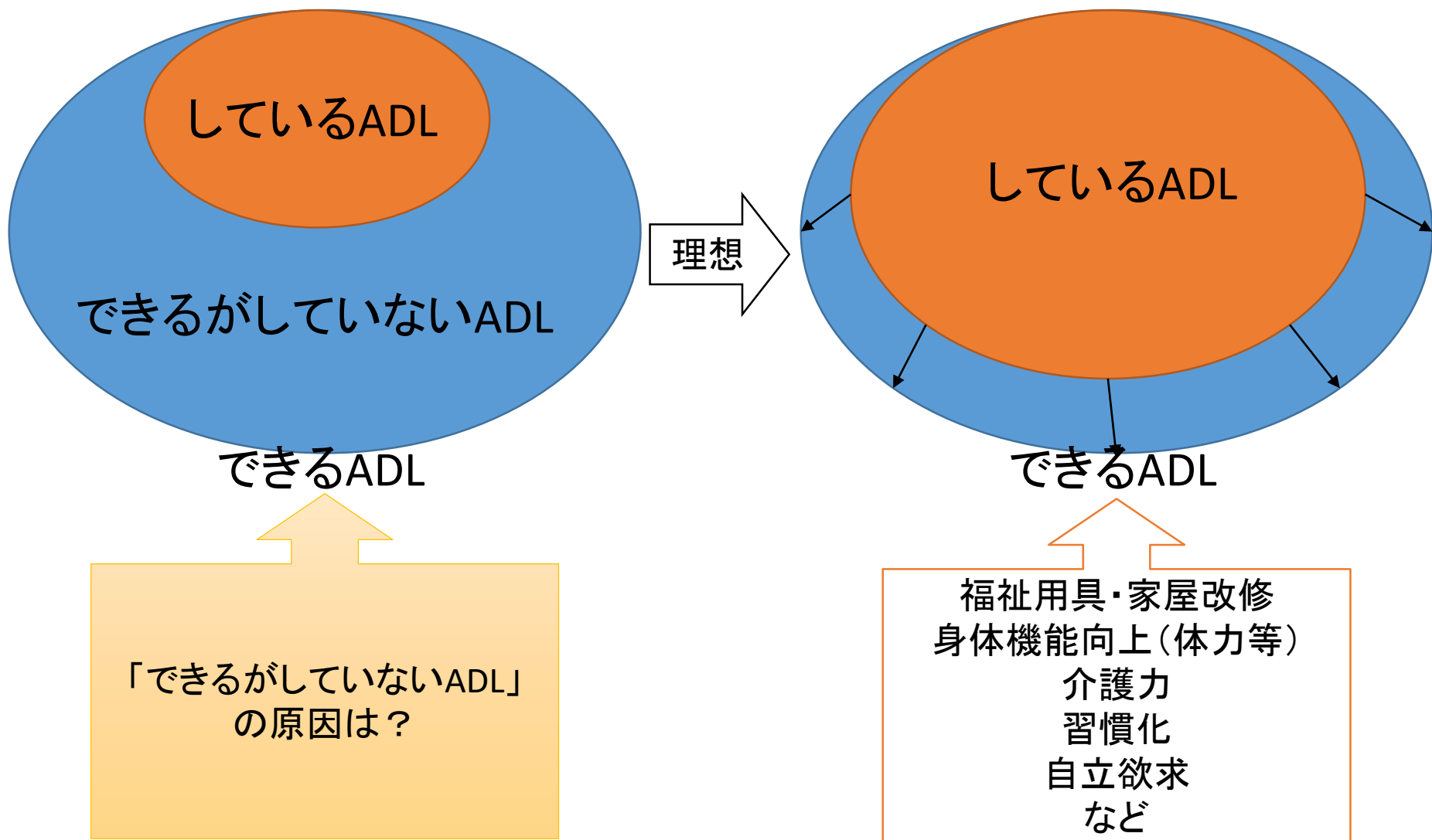
⇒欠点を補填

ICF (国際生活機能分類)



生活機能の維持向上に福祉用具・住宅改修は重要！

「できるADL」と「しているADL」の関係



「できるがしていないADL」を助長しない工夫が必要！

トイレについて

ポータブルトイレの購入か。
トイレの改修か。

決定に際して
身体機能の変化の可能性
マンパワー
衛生面に対する考え方 など



入浴について

自宅の浴室を使い続けるか。

同居者の使い勝手はどうか。

シャワー椅子は
安全性を求めるか。機能性を求めるか。

決定に際して
座位姿勢の安定性
介助者の動線
酸素などの使用 など



決定前に今一度考えて頂きたいこと

- ◆ 『楽になる』ことで、活動の継続につながるか。
- ◆ ご家族や介護者の『負担が減る』か。
- ◆ 変更する可能性は『少ない』か。
- ◆ 本当に『使ってもらえる』か。
- ◆ 『より良い』方法は無いか。

まとめ

◆退院・退所直後は、

身体機能や活動状況が変化する可能性が高い。



病状や介護状態についての情報共有が大切。

◆オーダーメイドが一番フィットする！



福祉用具や住宅改修をしっかりと活用していただく。



ご本人やご家族の意向と、関係者（医療職やケアマネ等）との間に解離がないか確認しながら、幾つかの案を提示し、「自己決定（＝自立支援）」を促す。